

# 施設等利用給付認定の申請に関する手引き(柏市民用)

## 1. 幼児教育・保育の無償化による給付の認定について

幼児教育・保育の無償化に当たり、保育料や利用料の給付を受けるためには、利用者が市に対して申請を行った上で、以下のいずれかの認定を受ける必要があります。

### ◆教育・保育給付認定(現行の支給認定)

主な対象施設: 保育園(小規模保育, 事業所内保育(認可)を含む。), 認定こども園, 幼稚園(新制度移行※柏市内には該当なし)

認定	利用可能施設	保育の必要性	対象年齢
1号	認定こども園の教育利用	なし	満3歳児クラス&3歳児~5歳児
2・3号	認定こども園の保育利用, 保育園	あり※3を参照	0歳児~5歳児

### ◆施設等利用給付認定(新たに創設された認定)

主な対象施設: 幼稚園(新制度未移行), 幼稚園等の預かり保育, 一時預かり, ファミサポ, 認可外保育施設(ベビーシッターを含む。)

認定	利用可能施設等	保育の必要性	対象年齢
新1号	幼稚園, 特別支援学校幼稚部	なし	満3歳児クラス&3歳児~5歳児
新2号	幼稚園, 認定こども園(1号認定)の預かり保育, 一時預かり, 病児保育, ファミサポ, 認可外保育施設	あり※3を参照	3歳児~5歳児
新3号			0歳児~2歳児(満3歳児クラスを含む。)のうち, 市民税非課税世帯

※保護者の市民税が非課税であったとしても、同居の祖父母等に所得があれば、新3号での認定が不可となる可能性があります。

※新2号の認定が却下となった場合、幼稚園又は特別支援学校幼稚部に在籍しているかたについては、「新1号」での認定とします。

※認定こども園(1号認定)に在籍しながら預かり保育を利用して、保育の必要性の要件・基準に該当するかた(且つ2号認定を受けていないかた)は、新2・3号の申請をし、給付の認定を受けてください。

※既に、幼稚園や認定こども園(1号認定)に在籍しているものの、教育・保育給付の認定(2号認定)を受け、保育園等の入園審査中のかたについては、職権で新2号での認定を行いますので、あらためて申請する必要はありません(該当者には別途通知します。)

## 2. 認定の申請に必要な書類及び申請方法について(新1号, 新2・3号認定)

※ 保育の必要性の認定があれば、認定こども園(1号認定)に在籍しているかたでも、預かり保育は無償化の対象となります。

申請書類は柏市ホームページからダウンロードすることもできます。

必ず提出する書類	<input type="checkbox"/> 子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号申請書)又は(新2・3号申請書)		認定申請子ども1人につき1枚必要です。 ※(新2・3号申請書)については、保育を必要とする事由を証明する書類を添付する必要があります。⇒認可外保育施設、預かり保育、一時預かり等を利用されるかたが対象
	該当するものをご用意ください。父母それぞれに1枚必要です。		
	就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書(内定・育休含む)	保護者1人につき1枚必要。職場の人事担当者等による記入・押印が必要(本人が事業主である場合を除き、本人記入は無効)です。
		<input type="checkbox"/> 自営業届(個人事業主の場合)	
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 出産する子の母子手帳の写し	父母氏名, 分娩予定日, 妊娠中の経過のページの写しをご用意ください。(柏市発行の母子手帳の場合, 順にP.1, 4, 9)
	疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書	「①病名」「②症状」「③必要な療養期間(※記載が可能な場合)」「④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか」について診断及び記載が必要です。
介護・看護	<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 診断書等	「①病名」「②症状」「③必要な療養期間(※記載が可能な場合)」「④家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか」について診断及び記載が必要です。その他、障害者手帳やケアプラン等があれば添付してください。	
求職活動中	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 ( <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し)	詳細に記入してください。申請日現在、現在求職活動を行っていないかたは、認定申請の対象外となります。ハローワークカードの写しの提出は必須ではありません。	
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> カリキュラム・時間割の写し	カリキュラム・時間割については、保育を必要とする期間・日数や時間がわかるものが必要です。※カルチャースクール等は対象外です。	
該当するかた	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯または両親ともに不在の場合	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(または離婚届の受理証明書)	児童の親権者等が明示されているものが必要です。
	<input type="checkbox"/> 児童・保護者・同居世帯員が外国籍の場合	<input type="checkbox"/> 在留カードの写し(表裏両面)	該当者全員分が必要。特別永住者証明書でも可
	<input type="checkbox"/> 家庭環境について、考慮してほしい特別な事情がある場合	<input type="checkbox"/> 申立書	提出は任意です。提出される場合、具体的に記入してください。※添付書類だけでは伝えきれない事項についてご記入ください。

### 3. 子育てのための施設等利用給付認定の事由及び認定の期間について(新2・3号)

幼稚園や認定こども園(教育・保育給付の1号認定)で預かり保育を利用しているかた又は認可外保育施設等を利用しているかたで、以下の事由に該当し、**常時保育が必要であると認められる状態である場合、施設等利用給付の認定を受けることができます。**

※認定の事由・要件等は、**教育・保育給付認定(保育園等の給付認定)と同じ基準**となります。

※認定期間中であっても、**家庭保育が可能となった場合には認定の取消し**となります。

事由	要件	認定期間	必要書類
就労	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を <b>共に満たして</b> 就労している場合	就労証明書または自営業届の記載どおり就労を継続している期間	・就労証明書 ・自営業届
育児休業中の在園児の継続利用	<b>既に幼稚園等、認可外保育施設に在園、又は保育サービスを利用している子どもの保護者が、下の子の育児休業を取得し、その間も保育の継続利用が必要な場合(上記の就労の要件を満たしている場合に限る。)</b> <b>※下の子の育休中に、認定申請子どもが施設・サービスの利用を開始する場合は該当しません(利用開始月中に復職する場合は申請可能)。</b>	育児休業に係る子どもが2歳になる日が属する年度の翌年度4月30日まで	・就労証明書(育休期間が記載されたもの) ・復職証明書(利用開始月中に復職する場合)
妊娠・出産	妊娠中か出産後間がない場合 ※認定期間満了後、他の保育を必要とする事由が発生する場合であっても認定終了となります。 ⇒引き続き無償化による給付を受けるためには、認定期間が終了するまでに別の事由での申請が必要です。	産後8週間を経過した月の末日まで ※実際の誕生日によって、当初の認定期間より短くなる場合があります。	出産する子の母子手帳の写し
疾病・障害	保護者が疾病にかかっていたり、負傷していたり、心身に障害があり、子どもの家庭保育にあたれない場合	診断書に記載された必要な療養期間	診断書
介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている場合を含む。)を、「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして介護または看護している場合	介護・看護を継続している期間	・介護・看護状況申告書 ・診断書等
求職活動中	求職活動を継続的に行っている場合(就労予定の場合を含む) ※1	認定日から <b>90日目を迎える月の末日</b> まで	求職活動状況申告書
就学	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を <b>共に満たして</b> 、学校(※2)に在学しているまたは職業訓練を受けている場合	卒業または修了予定月の末日まで	・在学証明書 ・カリキュラム・時間割の写し
その他	<b>上記に類する状態</b> で保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合	保育が必要と認められる期間	保育の必要性を証明する書類

※1 求職活動中の要件は、**申請日時点で求職活動中**である必要があります(提出された就労証明書の証明日より雇用期間(就労開始日)が後の日付の場合、あくまで「求職活動中」での要件になります。)

※2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設

### 4. 申請に関する注意事項(必ずお読みください)

#### ●申請及び認定の条件

- ・柏市に居住している(住民票がある)こと ※他市民のかたは、居住する市区町村へ認定の申請をしていただきます。
- ・認定の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態であること

#### ●ひとり親世帯の方

婚姻関係にないかたであっても同居されているかた(親族を除く)がいる場合は、そのかたの保育を必要とする事由がわかる書類が必要となります。

#### ●その他

- ・申請後、申請内容に変更があった場合(転職または退職した場合、同居世帯員が増えた場合など)は、変更が生じてから2週間以内に届け出る必要があります。